

日本弁護士連合会主催 シンポジウム

技能実習制度の問題点と あるべき外国人労働者受入れ制度 ～韓国雇用許可制の調査を踏まえて～

技能実習法の施行が、本年11月1日に迫っています。

技能実習制度については、従来から、国際貢献という制度目的と実態の乖離、人権侵害、労働関係法令違反、中間搾取、保証金・保証人・違約金といった様々な問題が指摘されてきました。しかしながら、同法は、制度の構造に根本的な変更を加えるものではなく、上記問題への対処策として、はなはだ不十分と言わざるを得ません。

そこで、本シンポジウムでは、同制度の問題点を再確認した上で、実習生及び介護労働者の現場からの各報告を行います。さらに、同制度に代わる、あるべき外国人労働者受入制度を検討するため、その一つのモデルとなる韓国の雇用許可制について、当連合会が実施した現地調査の結果を踏まえ、報告を行います。

日時:10月30日(月)18時～20時
(開場17時30分)

場所:弁護士会館17階1701会議室

参加費無料・事前申込み不要(定員120名/先着順)

プログラム

- ・技能実習制度の概要・問題点について
高井信也(弁護士)
- ・実習生からの相談事例・労働組合による支援について
栄敏彦(ものづくり産業労働組合JAM組織グループ長)
- ・介護分野の外国人労働者について
平井辰也(EPA看護師介護福祉士ネットワーク代表)
- ・韓国の雇用許可制について
呉学殊(独立行政法人労働政策研究・研修機構研究員)
- ・雇用許可制現地調査の報告
大坂恭子(弁護士)



最寄り駅:地下鉄千代田線・日比谷線・丸の内線
「霞ヶ関」駅B2-b出口直結

お問合せ 日本弁護士連合会 人権部人権第一課
TEL 03-3580-9483 FAX 03-3580-2896